

第47回

日税研究賞

入選論文・選考経過

〔第68回定期総会〕
〔令和6年7月25日〕

日本税理士会連合会 共催
公益財団法人 日本税務研究センター

第47回日税研究賞 授賞論文

注：所属は執筆当時

◎日税研究賞入選（未公表論文2点）

【研究者の部】

- 「源泉徴収義務の法的限界—第三者である「支払者」の源泉徴収義務を中心に—」

みしな ひろゆき
三品 寛之 氏（東亜大学大学院生）

【税理士の部】

- 「事業所得該当性及び給与所得該当性をめぐる判決についての考察」

こすげ たかこ
小菅 貴子 氏（東京税理士会）

◎日税研究賞奨励賞（既公表論文2点）

【研究者の部】

- 「税理士と税務行政のこれまでとこれから：税理士制度のあり方に関する議論と税務行政のデジタル化に関する議論の対応を主眼として」

『神奈川法学』第55巻第4号、2023年10月発行

^{ふじま}藤間 ^{ひろのぶ}大順 氏（神奈川大学法学部准教授）

【税理士の部】

- 「累進的純資産税（富裕税）の再導入について一格差拡大にブレーキをかけるためには―」

関東信越税理士会第33回学術研究討論会

^{こんどう}近藤 ^{かつひこ}克彦 氏（関東信越税理士会）

選 考 経 過

一、 経 緯

本賞は、日本税理士会連合会と公益財団法人日本税務研究センターが、租税法、租税制度、租税論、税務行政、税理士制度及び税務会計に関する未公表論文及び既公表論文・著書の表彰を行い、もって租税等に関する研究の奨励及び研究水準の向上に寄与することを目的に実施するものである。

今回は、応募期限の本年3月末日までに、未公表論文については、研究者の部：8点、税理士の部：7点、実務家の部：2点、一般の部：5点、既公表論文・著書については、研究者の部：3点、税理士の部：4点、実務家の部1点、合計30点の応募があった。

応募論文等については、応募区分ごとに設けた選考委員会において、論理性、実証性、独創性その他の選考基準に基づき厳正かつ慎重な審査を行った結果、入選該当2点、奨励賞該当2点を決定した。

二、 研究者の部

選考委員長 神野 直彦

研究者の部は、大きくA部門（大学・短大の教授、准教授、講師）と、B部門（大学の助教、助手、大学院生及びこれらに準ずる者）の2つの部門に分かれている。

今回の研究者の部への応募は、2つの部門を合わせて、未公表論文が8点、既公表論文・著書が3点となっている。これを前回の応募数と比較してみると、既公表論文・著書は前回と同数ではあるけれども、未公表論文は前回の5点から8点へと著しい増加となっている。それはパンデミックの混乱から研究状況が落ち着いてきたことを反映していると考えられるけれども、こうした応募の増加傾向が今後とも、若き研究者を中心に広がっていくことを期待したい。

選考委員会では応募された未公表論文と、既公表論文・著書を、論理性、実証性、独創性などの選考基準にもとづいて、厳正かつ慎重な審査を重ねた結果、未公表論文で入選1点、既公表論文・著書で奨励賞1点を、以下報告するように決定した。

なお、この選考経過報告を策定するにあたり、佐藤英明選考委員のご指導を仰い

だ。敢えて記し、謝意を表したい。

1. 未公表論文

研究者の部の未公表論文で選考委員会が入選とした応募論文は、三品寛之氏の「源泉徴収義務の法的限界―第三者である「支払者」の源泉徴収義務を中心に―」である。

入選論文は、源泉徴収義務者の権利保護の観点から、源泉徴収義務の法的限界を検討した努力作である。

この論文は、源泉徴収義務の法的限界について、支払者の徴収可能性（受給者より源泉所得税を徴収することができるか否か）という観点と、支払者の認識可能性（取引によって源泉徴収義務の発生や徴収すべき税額を認識することができるか否か）という観点から整理する。その上で現行法の一般的解釈によれば、支払者の徴収可能性や認識可能性が欠ける場合であっても、支払者には源泉徴収義務が課されることになるけれども、この2つの可能性がない場合にまで支払者に源泉徴収義務を課すことは妥当ではないとこの論文では唱えられている。それは、本来の納税義務者である受給者の担税力に則して課されている所得税を、支払者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず支払者に負担させることは、憲法 29 条 3 項に抵触する可能性があり、かつ租税公平主義の観点からも認められないからであるとしている。

この結論をどのように実現するかについて、この論文は、源泉徴収義務者にとっての、「認識可能性」と「徴収可能性」のどちらもない場合に、(ア)源泉徴収義務の成立を否定することも、(イ)所得税法 221 条 1 項の解釈としてこのような場合を同項により徴収される税額から除くことも、解釈論としては困難だとして、所得税法 221 条 1 項の改正により問題を解決すべきだと提案する。この提案される立法の内容は、「所得税法 221 条 1 項の適用において、所得税を徴収して納付すべき者が源泉徴収の有無や源泉徴収税額に関連する情報を認識できなかったことに過失がない場合において、当該源泉徴収税額の徴収が難しいと認められるときは、同項の規定における『その者』を『その支払を受ける者』とする」との例外を規定することとされている。

入選論文は、関連する多くの文献を渉猟し、必要な限度で判例、裁判例への言及もあるため、実証性はかなり高いと評価できる。さらに、問題点の指摘、検討から解釈論、立法論による解決を指向する論述には一貫性があり、一定の論理性を備えている。所得税法 221 条 1 項の立法的修正により、源泉徴収義務者の権利保護を実

現するという結論にもそれなりの独創性が認められる。

選考過程では、結論を導く部分で急に外国の立法例が「つまみ食い」のように紹介されている点を問題とする指摘や、本論文の大半を占める問題点の分析等は、先行研究のサーベイに過ぎないとの指摘もなかったわけではないけれども、多くの先行研究を消化し、立法提言をまとめ上げた点を高く評価して、選考委員会は全会一致して入選とすることとされた。

2. 既公表論文・著書

既公表論文・著書では、藤間大順氏の「税理士と税務行政のこれまでとこれから：税理士制度のあり方に関する議論と税務行政のデジタル化に関する議論の対応を主眼として」に奨励賞を授与することにした。

授賞論文は、税務行政のデジタル化が進展する先のわが国社会において、「税理士は無くなる仕事なのか」という「根本的な問題関心」にもとづき、税理士がどのような役割を果たすことになるかについて、多くの先行業績を消化しながら検討した力作である。この論文は、まず税理士のあり方につき、税理士を適正な納税義務の実現のために「課税庁にも納税者にも与しない第三者」と捉える松沢説と、税理士を「納税者の権利の擁護者」と捉える北野説を紹介した上で（Ⅰ）、デジタル化した税務行政における税理士の役割についての悲観論と楽観論を分析した後（Ⅱ）、税務行政のデジタル化について、国税庁の取り組みとOECDペーパーの内容を概観しつつ（Ⅲ）、将来の税理士のあり方について「やや悲観的な見方をするのが妥当」との結論を導き出している（Ⅳ 1）。さらに加えて、税理士の将来像について、松沢説、北野説のそれぞれに対応して、どのような職域が残り、あるいは重視されることになるかを検討する（Ⅳ 2）という構成になっている。

このように、税理士に対する2つの見方（松沢説と北野説）を対立軸とし、この両者の比較において、将来の税理士像を捉えようとしている点は、この論文の独創性として高く評価しうる。こうした方法論は、税務行政のデジタル化と税理士のあり方をめぐる議論を理念レベルの対立（いわゆる「空中戦」）に持ち込むことなく、「先哲」のいわば「精神」を尊重しつつ、税務行政のデジタル化の実態及び未来像と税理士の職域及び業務を、国内（国税庁、税制調査会等）及びOECDの資料と実定税理士法及びその改正論議に即して、現実適合的に検討することを可能にしている。しかも、個々の論点の検討も精緻で説得力に富む論文に仕上げられている。

もっとも、この論文の脱稿時期が2023年1月末であるため、2023年6月23日に国税庁から公表された「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行

政の将来像 2023」には、「追記」としてしか言及がない点は惜しまれる。こうした点に加えてこの論文が、税務行政のデジタル化に伴う「密かな権利侵害」の問題や「複雑な取引関係や課税問題に対処する法的思考力」の重要性など納税者との関係を意識した論点にも言及していることからすると、むしろ「税法のデジタル化」を念頭において、納税者と国家との間の租税法律関係を広く視野に入れた「税理士制度のあり方」を検討することも、今後の課題となるのではないかと考えられる。

このように残された課題への期待は大きいけれども、それは授賞論文が秀作であることを物語るものであり、選考委員会は全会一致で奨励賞を授与することにしたのである。

三、 税理士の部

選考委員長 中里 実

今回、税理士の部への応募は、未公表論文では7点、既公表論文・著書では4点であった。日税研究賞を知ったきっかけとして、紹介によるものが25%に及び、今後の応募数の伸びが期待される。

それぞれの部門における審査の結果は、以下のようなものであった。

1. 未公表論文

未公表論文の応募7点については、選考委員会において、論理性、実証性、独創性等を基準として厳正かつ慎重な審査を行った結果、

・小菅貴子氏「事業所得該当性及び給与所得該当性をめぐる判決についての考察」

が入選となった。この論文は、様々な判例に実に丹念に分析を加えた本格的なもので、そこにおける丁寧な手法が、優れた研究論文として高く評価されたためである。本論文は、日税研究賞に応募するために執筆されたもので、選考委員の多くが賞賛する素晴らしいものであった。

2. 既公表論文・著書

他方、既公表論文・著書については、応募が4点あった。これらについても、選

考委員会において、厳正かつ慎重な審査を行った結果、次の1点が、奨励賞とされた。

・近藤克彦氏「累進的純資産税（富裕税）の再導入について一格差拡大にブレーキをかけるためには―」

この論文は、富裕税に関する論点を広く扱った研究で、実務家である税理士の先生の手になる詳しいものであった。

今後も、税理士の先生方が、実務家という枠組みを超えて、積極的に、日税「研究」賞という名前にふさわしい、本格的な研究論文を、特に日税研究賞に応募するために執筆してくださることをお待ちしたい。

四、 実務家の部

選考委員長 村井 正

実務家の部は、（１）税理士を除く租税等実務に携わる者（公認会計士、弁護士等）、（２）国税、地方税または法曹に携わる公務員、（３）税理士事務所職員、（４）上記の（１）～（３）に準ずる者、を応募資格とする部門である。

１．未公表論文

今回の未公表論文の応募点数は2点であった。消費税法4条5項1号のみなし譲渡に関するものと重加算税に関するものがこれである。2点について、論理性、実証性、独創性等を基準に厳正かつ慎重な審査を行った結果、残念ながら授賞該当作品はなかった。

２．既公表論文・著書

国税通則法71条1項1号の除斥期間に関する既公表論文の応募が1点あったが、論理性、実証性、独創性等を基準として厳正かつ慎重な審査を行ったが、残念ながら選外とされた。

五、 一般の部

選考委員長 村井 正

この部門は、研究者、税理士、実務家のいずれにも該当しない応募者の作品を対象とする。

1. 未公表論文

今回はふるさと納税制度、医療費控除、外国子会社合算税制および確定申告書の別表4と5（1）、有償ボランティアに関する5点の応募がそれぞれあった。これらについて、論理性、実証性、独創性等を基準として厳正かつ慎重な審査を行ったところ、残念ながらいずれも選外となった。

2. 既公表論文・著書

今回は1点の応募もなかった。

以上

応 募 要 領

1. 目的

租税等に関する研究の奨励、及び研究水準の向上等を目的とします。

2. 応募論文・著書の範囲

- (1) 論文等は、租税法、租税制度、租税論、租税行政、税理士制度及び租税会計に関する未公表の論文及び既公表の論文・著書とし、テーマは自由です。
- (2) 未公表論文については、本賞のために日本語により執筆（共同執筆を除く）されたもので、本賞表彰式が終わるまでの間、いかなる媒体にも公表されることがないものとし、執筆の形式及び字数については、以下のとおりとします。
 - ① 形式：A 4 判横書き（40字×30行＝1,200字）、
原則としてMicrosoft Wordで作成されたもので、
文字サイズは10.5ポイントとします（本文以外はこの限りでない）。
 - ② 字数： 研究者の部：44,000字まで
税理士の部：22,000字まで
実務家の部：22,000字まで
一般の部：18,000字まで 《字数厳守》
 - ③ 文字数は、本文・脚注・図表の合計とします。それ以外の表紙・目次・写真・参考文献等は、文字数に含めないものとします。
 - ④ 図表は1ページ及び1ページの4分の3を超えて1ページに満たないものは1,200字とみなし、1ページの半分を超え4分の3以下のものは900字、1ページの4分の1を超え半分以下のものは600字、1ページの4分の1以下のものは300字とみなします。
- (3) 既公表論文、著書（論文を内容とするもの）については、2023年1月1日から12月31日までの間に公表・刊行された日本語によるもの（共同執筆を除く）で、2022年12月31日以前に公表の論文が含まれる論文集、単なる実務上の解説書の域を出ていないもの、改訂版、翻訳物及び辞（事）典類並びに本賞以外の賞に応募したものは含めないこととします。

1年を超える連載論文又は著書からなるものについては、連載又は刊行完結が2023年内のものを対象とします。

※本賞以外に応募した論文等並びに形式基準を満たしていない論文等は受け付けません。

3. 応募者の区分

(1) 論文等の応募区分は、次のとおりです。

① 研究者の部

A部門：大学（短大を含む）の教授、准教授、講師

B部門：大学の助教、助手、大学院生（A部門以外の者）

及びこれらに準ずるもの

② 税理士の部：税理士会会員

③ 実務家の部

イ．公認会計士、弁護士、その他租税等実務に携わる者
（税理士会会員を除く）

ロ．国税・地方税、または法曹に携わる公務員

ハ．税理士事務所職員

ニ．イ～ハに準ずる者

④ 一般の部：社会人（①～③以外）及び大学生・短大生

(2) 応募者の区分は、未公表論文については2024年2月1日の現況、既公表論文著書については公表時の現況により、それぞれ判断します。

なお、上記（1）②、③、④に該当する者が、大学院生である場合には、研究者の部B部門の大学院生とみなします。

4. 提出方法・募集期間

(1) 応募者は、論文等及び要旨（1,600字以内、A4）各4部に、必要事項を記入した応募票を添付して日本税務研究センター「日税研究賞」係宛てに提出してください。また、未公表論文については、併せて当該論文及び要旨と同内容のデータ（CD-R・USBメモリ等の電磁的記録物）を提出してください。

(2) 著書については、「はしがき（序文）」をもって要旨に代えることができます。

(3) 応募点数は、応募者1人につき論文等1点とし、提出された論文等は返却しません。

(4) 応募期間は、2024年2月1日から3月31日（必着）までです。

5. 選考・結果通知

(1) 学識経験者で構成する選考委員会において、論理性、実証性、独創性を基準に選考を行います。

(2) 選考結果は、2024年7月10日までに、応募者本人宛に文書で通知します。

(3) 選考に関するお問い合わせには応じかねます。

6. 授賞の種類・賞金額

授賞の種類及び賞金は、次のとおりです。

【未公表論文】	研究者の部	税理士・実務家の部	一般の部
日税研究賞最優秀	1,500,000 円	1,000,000 円	500,000 円
日税研究賞優秀	500,000 円	500,000 円	200,000 円
日税研究賞入選	200,000 円	200,000 円	100,000 円

【既公表論文・著書】	研究者の部	税理士・実務家の部	一般の部
日税研究賞特別賞	500,000 円	500,000 円	500,000 円
日税研究賞奨励賞	200,000 円	200,000 円	200,000 円

なお、選考委員会において上記の授賞に準ずると認められたものについては、選考委員会賞を授与することがあります。授賞者には、賞状と記念品を贈ります。

7. 表彰

表彰は、2024年7月25日の日税連定期総会において、賞状及び賞金を贈呈することにより行います。

8. 公表

- (1) 上記の賞を授賞した未公表論文のうち優秀なものについては、日税研が発行する著作物に収録して、広く一般に公表します。
- (2) 授賞論文のうち、(1)により公表したものに係る著作権（出版権）は日税研に帰属することとし、執筆者が当該授賞論文を日税研が発行する著作物以外の媒体により発表しようとするときは、予め日税研の了解を得ることとします。
- (3) すべての応募論文等名については、選考経過の報告にあたり、その報告書に記載することがあります。

9. 選考委員

<委員長>

研究者の部 神野 直彦 氏（東京大学名誉教授）
税理士の部 中里 実 氏（東京大学名誉教授）
実務家の部・一般の部 村井 正 氏（関西大学名誉教授）

<選考委員>（五十音順）

安藤 英義 氏（一橋大学名誉教授）
池上 岳彦 氏（立教大学経済学部教授）
岩崎 政明 氏（明治大学大学院法務研究科教授）
岡村 忠生 氏（京都大学名誉教授）
加藤 眞司 氏（日本税理士会連合会専務理事）
佐藤 英明 氏（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
末吉 幹久 氏（日本税理士会連合会調査研究部長）
首藤 重幸 氏（早稲田大学名誉教授）
高橋 祐介 氏（名古屋大学大学院法学研究科教授）
竹内 信仁 氏（名古屋大学名誉教授）
田近 栄治 氏（一橋大学名誉教授）
田中 治 氏（大阪府立大学名誉教授）
谷口勢津夫 氏（大阪学院大学法学部教授）
成道 秀雄 氏（成蹊大学名誉教授）
西山 由美 氏（明治学院大学経済学部教授）
平井 貴昭 氏（日本税理士会連合会税制審議会専門委員長）
藤谷 武史 氏（東京大学社会科学研究所教授）
増井 良啓 氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
宮本十至子 氏（立命館大学経済学部教授）
矢内 一好 氏（元中央大学商学部教授）
弥永 真生 氏（明治大学大学院会計専門職研究科専任教授）

以上